

令和4年度 旭川市子どもの居場所づくり 支援補助金のご案内

この補助金は、市内で子どもの居場所づくりの取組を実施する市民団体等を支援することにより、子どもが安心して暮らせるよう地域全体で子どもたちを見守る環境づくりに寄与することを目的としています。



補助対象となる取組

■ 市民団体等が子どもに対し営利を目的とせずに行う 「子ども食堂」「学習支援」「プレーパーク」の活動が対象となります。

「子ども食堂」 子どもに手作りの食事を提供し、共に食卓を囲み、団らんの場を提供する活動

「学習支援」 子どもの学習習慣の定着や基礎的な学力向上等のための支援やその取組を通じて、地域の大人との交流の場を提供する活動

「プレーパーク」 子どもが屋外で自由に工夫して遊びを作り出すことができる冒険遊び場の環境を整え提供するとともに、子どもの安全を確保しながら遊びを支援する活動

補助対象経費（上限額）

会場使用料は年額3万円、保険料は年額5万円が上限です。

補助金の対象の要件

- (1) 旭川市内で原則、同じ会場において定期的を開催すること。
- (2) 開催の回数は、年4回以上とする。ただし、実施上やむを得ない場合は、除きます。
- (3) 食事の提供を行う場合、子どもに提供する食事代は、原則、無料とすること。ただし、子どもが調理に参加しない場合の実費徴収は、例外とします。
- (4) プレーパークを行う場合、遊びを支援する者を配置すること。
- (5) 合理的な理由がある場合を除いて、子どもの特性等によって参加する子どもを限定しないこと。また、参加する子どもについて、参加登録をさせること。
- (6) 子どもの安全性に十分配慮すること。
- (7) 活動を行う上で知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。ただし、必要に応じて、支援機関等に情報提供するなどの場合は、例外とします。
- (8) 宗教活動又は政治活動を行わないこと。

※なお、市の他の補助金・負担金を活用する場合は、対象外となりますのでご注意ください。

うら面もご覧ください

補助事業の対象者

団体・個人を問いません。

- 1 市内に活動拠点を有し、主として市内において活動する団体・個人であること。
- 2 公序良俗に反する活動を行う団体・個人でないこと。
- 3 暴力団及び暴力団員でないこと。又は暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者を構成員としている団体でないこと。



申請時期（令和4年度）

随時受け付けています。

〔 事後申請はできませんので
ご注意ください。 〕

申請手続き

以下の書類が必要になります。

- 1 旭川市子どもの居場所づくり支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 2 事業計画書（様式第2号）
- 3 補助金交付申請額算出調書（様式第3号）
- 4 会場使用料・保険料の額が分かる資料

様式第1～3号は、市のホームページからダウンロードできます。

旭川市ホームページ [旭川市子どもの居場所づくり支援補助金](#) で [検索](#)

どうぞ、お気軽にお問合せください！

〔申請先・お問合せ先〕

〒070-8525

旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎5階
子育て支援部子育て支援課

電話：0166-25-9128

FAX：0166-22-3275

